

## 用語の解説

### 1. 事業所

一般的に鉱山、鉱業所、選鉱場などと呼ばれているような経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

- ① 一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- ② 従業者と設備を有して、鉱業活動が継続的に行われていること。

なお、管理、補助的経済活動を行う事業所とは、主として鉱業、採石業、砂利採取業の事業所を統括する本社等として組織全体の管理統括業務、総務等現業以外の業務を行う事業所又は鉱業、採石業、砂利採取業における活動を促進するため、輸送、修理・整備等同一企業の他事業所の支援業務を行う事業所をいう。

### 2. 従業者

令和3年6月1日現在で、当該事業所に所属して働いている人をいう。したがって、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されている人（受入者）は従業者に含まれる。一方、当該事業所から他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人（送出者）、有期雇用者（1か月未満、日々雇用）は含まない。

#### (1) 有給役員

法人の取締役、理事などで（常勤、非常勤は問わない。）で、役員報酬を得ている人をいう。他の法人の役員を兼ねている場合であっても、この法人が役員報酬を支給している場合は、この法人の有給役員に該当する。

#### (2) 常用雇用者

「無期雇用者」及び「有期雇用者(1か月以上)」に分けられる。

#### (3) 無期雇用者

常用雇用者のうち、雇用契約期間を定めずに雇用されている人（定年まで雇用される場合を含む。）をいう。

#### (4) 有期雇用者（1か月以上）

有期雇用者のうち、1か月以上の期間を定めて雇用されている人をいう。

#### (5) 臨時雇用者（有期雇用者（1か月未満、日々雇用））

有期雇用者のうち、1か月未満の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用

されている人をいう。

(6) 送出者

有給役員、常用雇用者、臨時雇用者に該当する人のうち、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）（以下「労働者派遣法」という。）でいう派遣労働者のほかに、在籍出向など当該事業所に籍を置いたまま、他の会社など別経営の事業所で働いている人をいう。

(7) 出向・派遣受入者

労働者派遣法でいう派遣労働者、在籍出向など別経営である出向元に籍がありながら当該事業所に来て働いている人をいう。

### 3. 売上（収入）金額

令和2年1月から令和2年12月までの1年間に鉱業活動で取得した収入額と鉱業活動以外で取得した収入額の合計をいう。

なお、鉱業活動と鉱業活動以外の活動部門の区分については参考も参照。

・その他の収入

令和2年1年間に、鉱業活動以外で取得した収入額をいう。

### 4. 生産金額

令和2年1月から令和2年12月までの1年間に、日本国内の鉱業活動で取得した収入額をいう。生産工程を経て製品になった時点の価格をいい、保険料、積込み料、運賃、販売諸掛りなどの販売経費は含まない。

(1) 同一企業の他の事業所に出荷した生産品も生産金額に含まれる。

(2) 事業所から納入先へ持ち込み引き渡しの場合も、保険料、積込み料、運賃、販売諸掛りなどの販売経費は含まない。

(3) 金属鉱物の複雑鉱（多種類の金属を含む鉱物）を精錬所に出荷した場合の生産金額は、有価成分ごとに区分し、それぞれ売鉱条件によって算出する。

ア 主体鉱種

$$\begin{aligned} \text{生産金額} &= \{ \text{売鉱協定価格（又は建値）} \times \text{鉱石中金属含有量} \times \text{精錬実収率} \} \\ &\quad - \text{（粉鉱処理費} + \text{熔練費} + \text{精錬費} + \text{鉱石運賃）} \end{aligned}$$

イ 随伴鉱種

$$\begin{aligned} \text{生産金額} &= \{ \text{売鉱協定価格（又は建値）} \times \text{鉱石中金属含有量} \times \text{精錬実収率} \} \\ &\quad - \text{精錬費} \end{aligned}$$

(4) 粗鉱を他の選鉱場に出荷した場合の生産金額は、精鉱の価格から選鉱費及び運賃諸掛かりを差し引いたものである。複雑鉱については、精錬所に出荷した場合と同様、上記算式により算出する。

(5) 事業所が産業廃棄物として取り扱うような低品位鉱を売却して得た金額は「その他の収入」に含まれる。

## 5. 生産数量

令和2年1月から令和2年12月までの1年間における数値であり、委託生産分も含まれる。各生産品目の条件（精鉱中金属含有量、粗鉱量、精鉱量、製品など）及び定義は、次のとおりである。

### (1) 金属鉱物

ア 事業所が高品位鉱（直送塊鉱）を精錬所に出荷している場合は、粗鉱であっても精鉱とする。

イ 同一事業所で二種以上の鉱石を同時に生産しており、共通の含有金属がある場合は、それぞれ含有金属ごとに合計している。

ウ 金属鉱物を採掘し、非鉄金属精錬まで一貫して操業している事業所は、金属鉱業部門が精鉱を精錬部門へ出荷（売鉱）しているものとする。

### (2) 石炭及び亜炭

石炭とは、一般炭及び無煙炭をいい、原料炭は含まない。

### (3) 原油及び天然ガス

ア 天然ガスは、液化石油ガス、圧縮ガスなどの製品の原料として販売したものも含まれる。

イ 天然ガスの生産量には、損耗、空中放出分は含まない。

ウ 天然ガスのガス量表示の「基準状態」とは、温度15.6℃=60°F、絶対圧101325Pa（760mmHg）、水蒸気で飽和された状態をいう。基準状態と標準状態の換算式は、次のとおりである。

基準状態におけるガスの体積量（千 $\text{m}^3$ ）=1.076×標準状態におけるガスの体積量（千 $\text{m}^3$ ）

エ その他の原油・天然ガスは、自ら採ガスした天然ガス（随伴ガス）から生産したものに限られる。

(4) 採石、砂・砂利・玉石採取

採石、砂・砂利・玉石採取は、採取した場所での洗浄分も含まれる。

(5) 窯業原料用鉱物などの非鉄金属鉱物

鉱物の採掘から生石灰、消石灰、タンカル、シャモット、ドロマイトクリンカー、活性白土など加工度の高い製品まで一貫して生産している場合は、精鉱をこれらの製品の製造部門に売り渡したものとする。

## 6. 費用総額

令和2年1月から令和2年12月までの1年間に、事業所が鉱業活動を営む上で投入した費用であり、労務費、人件費、福利厚生費などを含む。

また、うち給与総額とは、有給役員、常用雇用者及び臨時雇用者に対して支給された給与（基本給、諸手当等）及び特別に支払われた給与（期末賞与等）総額をいう。